



# 防災



## 平成31年春の火災予防運動 全国統一防火標語

「忘れてない？ サイフにスマホに  
火の確認」

3月1日(金)から7日(木)までの7日間に春の火災予防運動が実施され、市内でも消防団による火災予防の啓発活動などが実施されます。

火災にあわれた方は、まさか自分の家が火事になるとは思っていなかった方ばかりです。防火の重要性を自覚し、火災による死傷者や財産の損失を防ぎましょう。

問合せ 安全安心課

☎444・08002

# 税



## 軽自動車の名義変更及び廃車の届出 について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。このため、名義変更及び廃車の届出はできる限り3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いいたします。

届出手続き等のお問い合わせは次の事務所・支所までお願いします。

軽自動車検査協会(コールセンター)

愛知主管事務所

☎050・3816・1770

豊橋支所

☎050・3816・1771

三河支所

☎050・3816・1772

小牧支所

☎050・3816・1773

名義変更、廃車等の手続きについては、軽自動車検査協会ウェブサイト(<https://www.keikenkyo.or.jp>)からご覧いただくことができます。

問合せ 税務課

☎444・0509

# 環境・衛生



## 微小プラスチックごみの汚染について

ビニール袋やペットボトル等から生じる微小プラスチックごみ(マイクロプラスチック)・直径5ミリメートル以下)が深刻な海洋汚染を引き起こしています。

ポイ捨てや風でプラスチック製品が散乱し、雨や風によって川や水路に流されて、やがて海へと流出していきます。プラスチックは、紫外線や摩耗などによって脆くなり壊れて小さくなります。しかし、小さくなくても分解されなくなることはありません。最終的に、マイクロプラスチックとなったプラスチック製品を餌と勘違いして、魚や海鳥が食べてしまい、その魚を私たちが食べてしまう可能性があります。

私たちが、まぢぢぢぢぢ

●ごみはポイ捨てせず、持ち帰る。

●ペットボトルや空き缶・空きビン

は資源ごみとしてリサイクルする。

●その他のごみは市のルールに従い適切に処分する。

●買い物に行く時は、「マイバッグ」を持参し、レジ袋をもらわない。

●1人ひとりの行動で微小プラスチックごみの海洋汚染を防ぎましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

## 「やめよう ごみの不法投棄」

「ごみ」を決められた処分方法に従わずに捨てる行為は不法投棄であり、法律で禁止されている犯罪行為です。不法投棄は、まちの美観を損なうだけでなく、健康や生活にも被害をもたらす恐れがあります。地域の方の迷惑となるので、絶対にしないでください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

## 「ごみを減らしましょう」

家庭から出るごみのうち、「生ごみ」が約半分を占めています。身近に、家庭でできる活動として、使いきり・食べきり・水きりの3きり運動があります。



●**使いきり** 食材は余分なものを買わない。買い物に出かける前に冷蔵庫の中などを確認する。

●**食べきり** 食べきれぬ分だけ作る。余った食材や料理はアレンジして、他の料理に作り変えるなどの工夫をする。

●**水きり** ネットなどに入れて水分をきる。生ごみは、約80%が水分です。水きりをする事で、ごみ出しが楽になり、ごみ袋も小さいもので済むため家計に優しくなります。

**問合せ** 環境衛生課

☎444・3132

●**家電リサイクル法対象製品(家電特定4品目)の廃棄方法**

「家電リサイクル法」に基づき、以下の家電製品は小売業者等により収集され、製造業者等によりリサイクルされることとなっています。市では収集を行っていません。

**対象品目** エアコン(室外機を含む)、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機

●**引取窓口**

①新しい製品に買い替える場合  
新しい製品を購入する販売店にて相談ください。

②廃棄のみの場合  
過去にその製品を購入した販売店にご相談ください。

③その他(過去にその製品を購入した販売店が不明等)の場合  
最寄りの取り扱い販売店でも引き取ってもらえる場合がありますので、直接ご相談ください。

**費用** 消費者が負担する費用は、メーカーが再商品化するための「リサイクル料金」と、回収のための「収集運搬料金」です。

**注意事項** 業務用専用機器は対象外です。家電リサイクル法では、家庭用として製造・販売されているものだけが対象となります。業務用専用で製造され、一般家庭では使用されていない型式のものには含まれません。例えば、店舗・業務用エアコン、ビル空調システム、業務用冷凍冷蔵庫、コインランドリー用洗濯機、ドライクリーニング用機器などがあります。これらは、メーカーや設置業者等にご相談ください。

**問合せ** 環境衛生課

☎444・3132

## その他



●**4月以降の旅券窓口のご案内**

愛知県の海部旅券コーナー(津島市)は3月末で業務を終了します。あま市に住民登録をしている方は、平成31年4月1日(月)以降に旅券の発給申請をされる場合、愛知県旅券センター(名古屋市中村区)、西三河旅券コーナー(岡崎市)、豊田加茂旅券コーナー(豊田市)をご利用ください。詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。

**Web** <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenjinseikatsu/>

**問合せ** 愛知県県民生活課

☎563・0236

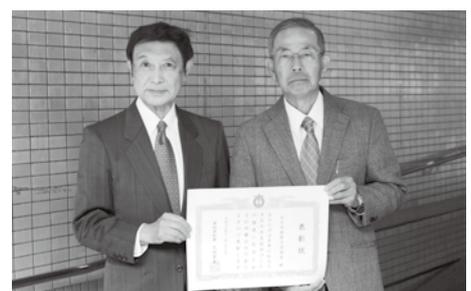
**問合せ** 市民課

☎444・3167

## あま市国際交流協会が愛知県多文化共生推進功労者表彰を受彰

あま市国際交流協会が平成30年11月23日(金・祝)に名古屋国際センターで開催された、「多文化共生フォーラムあいち2018」で愛知県多文化共生推進功労者として表彰されました。

同協会は、設立以来、多様な文化を理解するための国際交流イベントや在住外国人に対する日本語教室、市内の国際理解教育や多文化共生の推進にご尽力いただいています。この多年にわたる顕著な功績が認められ、受彰の運びとなりました。



**問合せ** 企画政策課 444・1712